

第3編 東海地震に関する事前対策

東海地震の発生が予知され、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発令された場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（以下「地震防災応急対策」という。）を混乱なく迅速に実施することにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

第1章 応急活動組織

【各部、各施設】

1 防災組織体制

- (1) 市長は東海地震注意情報が発表された場合は、警戒本部を設置する。
- (2) 市長は警戒宣言が発せられたときは、対策本部を設置する。
- (3) 警戒本部及び対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。

2 配備態勢

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合は、警戒態勢をとる。
- (2) 警戒宣言が発せられたときは、第1次非常配備態勢をとる。
- (3) 警戒態勢及び第1次非常配備態勢の配備要員、主な活動内容等は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。

第2章 情報の収集及び伝達

【本部事務局部、消防公安部】

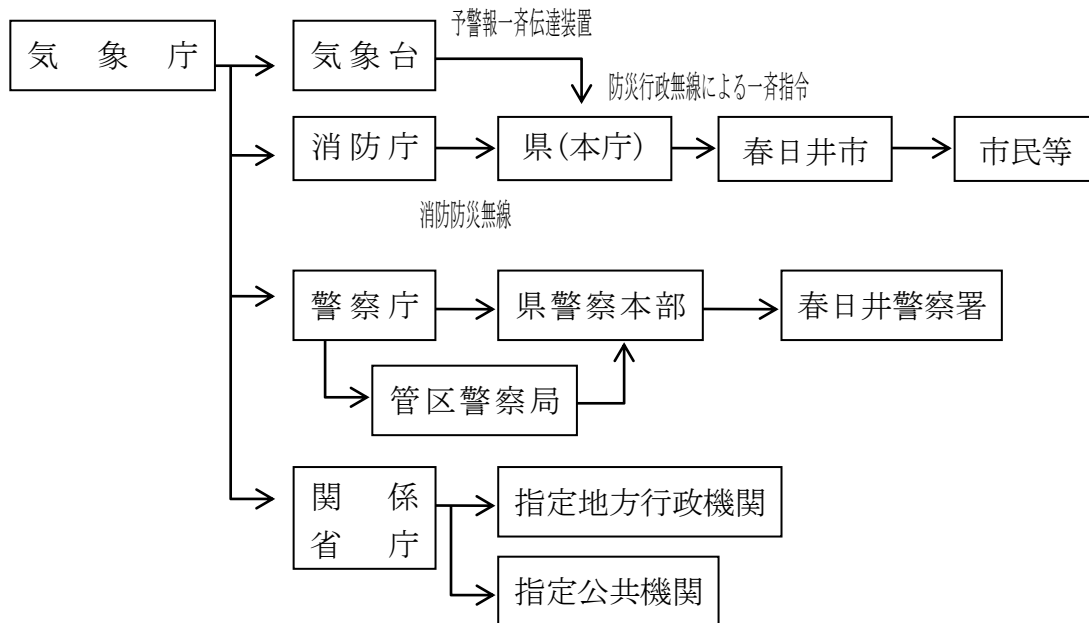
1 地震予知情報等の収集及び伝達

東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）、警戒宣言その他これらに関する情報の収集及び伝達は、次の系統図により行う。

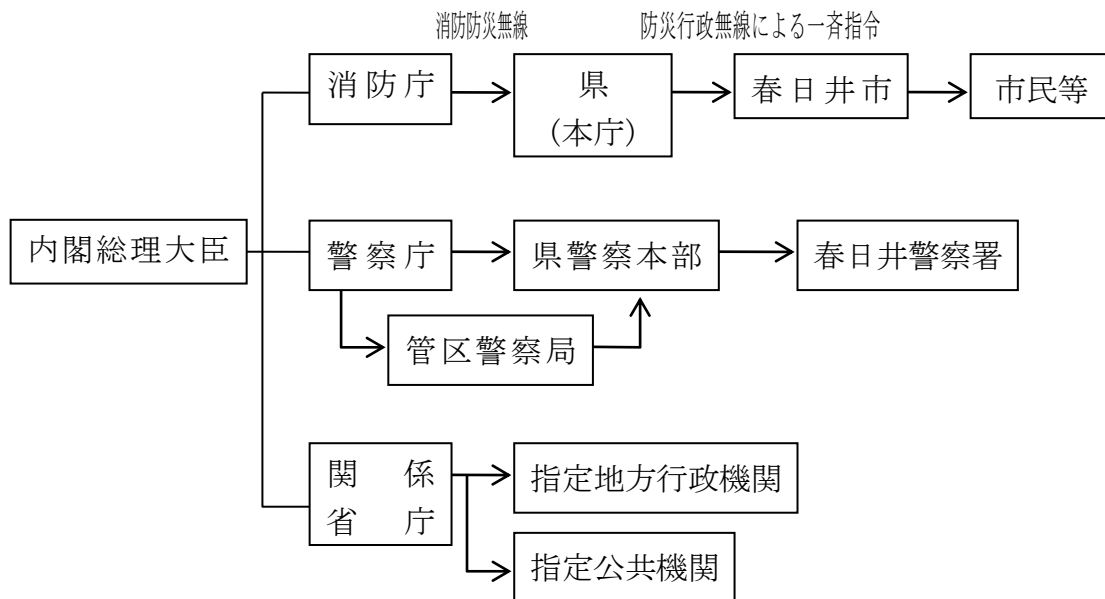
なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））

種類	内容等		防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル 赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		警戒宣言 災害警戒本部設置
東海地震注意情報 カラーレベル 黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル 緑	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	



(2) 警戒宣言



(3) 内部伝達等

ア 市の内部における伝達は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとするほか、勤務時間内においては庁内放送による。

イ 市民等への伝達については、報道機関の報道開始時から行うものとする。

2 地震予知情報等の広報

市は、警戒宣言発令、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、被害軽減のための地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、地震予知情報等に対応する広報活動を実施する。

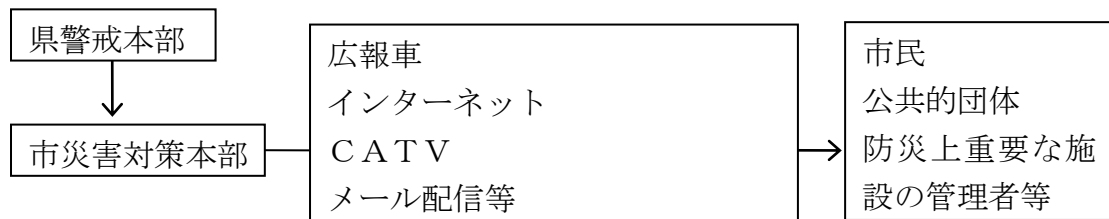
(1) 広報内容

- ア 地震予知情報等の内容
- イ 市長から市民への呼びかけ
- ウ 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- エ 強化地域内外のライフラインに関する情報
- オ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- カ 事業所、市民等が緊急にとるべき措置
- キ 車両運転の自粛及び運転者がとるべき措置
- ク 金融機関が講じた措置に関する情報
- ケ 混乱防止のための対応措置
- コ その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

(2) 広報手段等

広報は、広報車、有線放送、インターネット等の伝達系統により行う。

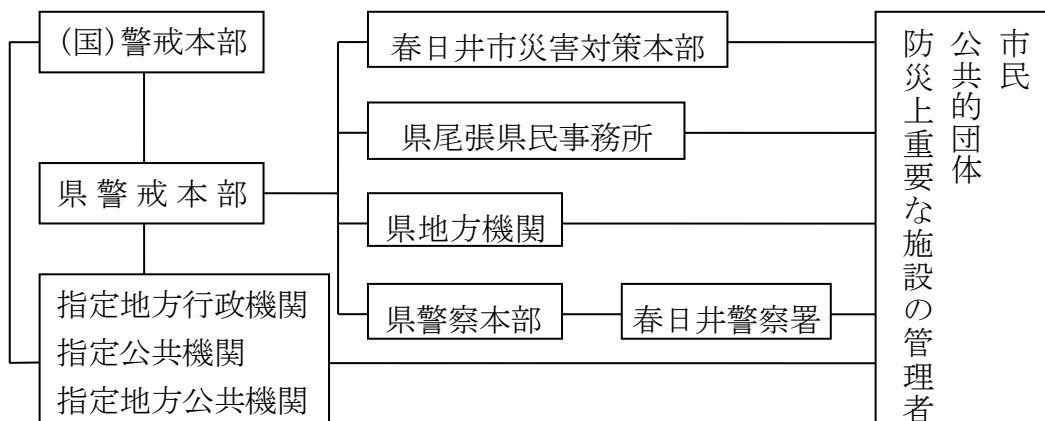
地震伝達系統



3 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達

(1) 収集及び伝達系統

地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達並びに県からの指示事項等の伝達は、次の系統図により行う。



(2) 報告事項・時期

ア 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、別記様式1により県に報告する。

イ それ以降は、別記様式2により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

(ア) 報告事項 別記様式2に記載の事項

(イ) 報告時期

①は、危険な事態その他の異常な事態が発生した後直ちに

②は、避難に係る措置が完了した後速やかに

③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき。その他経過に応じて逐次。

(別記様式1)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)
①地震予知情報の伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑥犯罪の防止、交通の規制その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑨災害対策本部の設置	1 設置 2 準備中 3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
備 考	

(別記様式2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	① 避難 の 経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	② 避難 の 完了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必 要な措置等
地震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保 護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備考		

第3章 発災に備えた直前対策

【各部、関係機関】

警戒宣言が発令された場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関、地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等、これらの準備的な対応を実施する。

1 消防対策

消防本部は、地震に伴う出火及び混乱を防止するため、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災等の防ぎよのため現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 火災発生の防止、初期消火について市民等への広報を行う。
- (4) 自主防災組織等の防災活動に対する指導を実施する。
- (5) 非常事態に対処するための救助用器具等の点検配備を行い、救助体制の確立を図る。
- (6) その他必要な措置を講ずる。

2 避難等の対策

市及び関係機関は、地震発生後の避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるよう努めるとともに、児童等の安全対策を定める。

(1) 市の対策

ア あらかじめ市民等に対してパンフレット等により警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策について、十分周知徹底を図る。

イ あらかじめ自主防災組織等を単位として、在宅高齢者、障がい者、傷病者等避難に当たり介護を要する者の人数、介護者の有無等の把握に努め、発災後の避難に備えるとともに、必要な支援を行う。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域等において市民が避難する場合は、避難誘導及び避難路の確保に努め、避難場所等に避難者が殺到し、混乱が生じるのを防ぐ。

エ 外国人、出張者、旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、滞留旅客の避難対策については、事前

に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

(2) 警察官が行う避難対策

避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(3) 要配慮者の安全対策

ア 小中学校

児童生徒の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。なお、学校等においては、東海地震注意情報の内容、通学距離、時間、通学路等を考慮し、あらかじめ保護者と協議して実態に即した具体的な避難計画を定め、日頃から児童生徒に指導しておくとともに、保護者及び関係者に周知しておく。

(ア) 児童生徒が在校中に東海地震注意情報が発表されたときは、授業を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、安全を確認後下校させる。ただし、小学校においては、保護者に引渡し後、安全に下校させる。

(イ) 児童生徒が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、休校とする。

イ 保育園、認定こども園及び小規模保育事業所

園児の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。

(ア) 園児が在園中に東海地震注意情報が発表されたときは、保育を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、保護者に引渡し後、安全に降園させる。

(イ) 園児が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、休園とする。

ウ 社会福祉施設等

入所者(来館者)に対しては、あらかじめ、家族等への連絡方法を把握するなど帰宅等に備えておくとともに、施設は常時一時的な避難所として対応できるよう日頃から施設設備の点検、落下物等危険物の除去、食糧等の

備蓄、医薬品等の確保を行う。

(7) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

施設管理者は、入所者（来館者）の状況等を十分把握するとともに、館内放送で、観測情報の周知を図り、今後注意情報が発表された場合には、速やかに帰宅できるよう準備しておく旨周知させる。

(1) 東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合

施設管理者は、館内放送で注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された旨の周知を図るとともに、イベントは中止し、帰宅させる。また、避難要望があれば一時避難も受け入れる。

3 非常用物資対策

(1) 飲料水、食糧及び生活必需品

市は、関係機関及び団体の協力を求め、飲料水、食糧及び生活必需品の確保を図るとともに、関係団体を通じて飲料水、食糧及び生活必需品を扱う小売店等に対し営業を行うよう要請し、供給の確保に努める。

(2) 防災用及び防疫・衛生用資機材

関係各部は、防災用及び防疫・衛生用資機材の点検整備を行い、確保を図る。

(3) し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

4 都市施設の対策

(1) 道路、橋梁等

技術部は、震災に備え、次の措置を講ずる。

ア 所管する道路、橋梁等の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検及び確保に努める。

(2) 河川等

技術部は、震災に備え、次の措置を講ずる。

ア 所管する河川、ため池等の管理者へ連絡通報を行うとともに、点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検及び確保に努める。

(3) その他公共施設

市庁舎、公民館、ふれあいセンター等における管理上の措置は、次のとおりとする。

ア 東海地震注意情報又は予知情報(警戒宣言)が発表された場合は、施設利用者に伝達するとともに館内のイベントは全て中止し、帰宅させる。

イ 施設利用者の避難等の安全確保措置

ウ 施設、設備及び機材の点検、転倒及び落下防止措置

なお、対策本部、支援本部等が設置される施設にあつては、発災後の開設に備える。

(4) 鉄道

鉄道事業者は、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 東海地震注意情報発表時及び報道時

(ア) 列車の運転規制

警戒宣言が発令されたときの運転規制手配を円滑に行い、かつ、運転規制による旅客への影響を少なくするため、あらかじめ定めた方法により、列車の運転規制手配を行うものとする。

a 東海地震注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として抑止等の手配を行う。

b 強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

c 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。

(イ) 旅客への案内等

東海地震注意情報が発表された場合、旅客等に対して警戒宣言が発令されたときは、列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止等や早期帰宅を促すようにするものとする。

なお、強化地域の境界付近を内方へ向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

イ 警戒宣言発令時

(7) 列車の運転規制等

- a 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
- b 強化地域内の列車は、強化地域外へ直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
- c 強化地域外の列車は、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行うものとし、列車の運転は、あらかじめ定められた規制速度により行う。
- d 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運行を再開するものとする。運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

(i) 旅客の待機、救護等

- a 駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。ただし、列車の停止が長時間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は市が定める避難場所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。
- b 前項の旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、あらかじめ指定した駅売店、駅周辺の食料品店、食堂等の供給能力について調査しておき、その供給についての協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処できる体制を整えておくものとする。

なお、食事のあっせんが不可能となった場合は、市に食事のあっせんの援助を要請するものとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。

- c 第1項の旅客のうち病人等緊急の救護を要する旅客については、駅周辺の医療機関に搬送することとし、その協力体制を確立しておくものとする。

また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対する応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

(5) 上水道

技術部は、震災に備えた緊急貯水を市民に強く呼びかけるとともに、次の措置を講ずる。

ア 緊急貯水により水量不足が生じないように、配水池の水位確保等を図る。

イ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用する。

ウ 県水の受水に対しては、供給地域の貯水不足にならないよう緊急増加受水の要請を行い水源の確保に努める。

エ 施設の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。

オ 発災後の応急復旧に備え、資機材の点検及び確保に努める。

(6) 下水道

技術部は、東海地震注意情報が発表された段階から、震災に備え、次の措置を講ずる。

ア 施設の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。

イ 所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検及び確保等に努める。

(7) 電力

中部電力株式会社は、震災に備え、次の措置を講ずる。

ア 警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置する。

イ 警戒宣言及び警戒解除宣言に関する情報をあらかじめ定めるルートにより伝達する。

ウ 地震災害警戒本部等は、通信の確保を図り情報の収集伝達を行う。

エ 電力施設の特別巡視、特別点検、仕掛り工事及び作業中の工事の応急安全措置など必要な予防措置を講ずる。

オ 対策要員の確保、車両等の整備・確保に努め、応急出動に備える。

カ ラジオ、テレビ等の報道機関及びW e b サイトを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(8) 都市ガス

東邦ガス株式会社は、震災に備え、次の措置を講ずる。

ア 直ちに災害対策本部等を設置し、あらかじめ定める動員計画に基づき要

員を確保する。

イ 警戒宣言等は、受理責任者が受理し、あらかじめ定める経路及び方法に従って迅速かつ確実に伝達する。

ウ 警戒宣言発令後もガスの供給を継続することを原則とする。

エ 緊急でない工事、作業その他の一般業務は、工事中及び作業中のガス工作物の危険を防止する措置を講じた後、これを中断する。

オ 防災上必要な設備の点検及び作動確認を行う。

カ 復旧用資材、機工具、飲料水、食糧その他の確認整備を行う。

キ 需要家に対し、広報車等により不使用中のガス栓の閉止の確認、発震時の使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。

ク 関係報道機関にあらかじめ連絡してあるキの内容の広報を行うよう依頼する。

(9) 通信

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

ア 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

(ア) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

(イ) 電報の受付、配達状況

(ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

(エ) 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況

(オ) 災害用伝言ダイヤルの利用方法

(カ) その他必要とする事項

イ 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の

措置をとるものとする。

ウ 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

エ 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

オ 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

5 医療対策

(1) 出動準備要請

市医師会に医療班の出動準備を要請し、市歯科医師会及び市薬剤師会に活動の準備を要請する。

(2) 受入体制の確保

市民病院等をはじめとする救急病院等は、受入体制を確保する。

(3) 医薬品等の確保

医療関係機関は、医薬品、衛生材料等の確保に努める。

6 交通対策

(1) 道路交通の確保

警察及び道路管理者は、道路交通の混乱防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう、相互に協力して適切な交通規制等を実施し、道路交通の確保を図る。

(2) 運転者のとるべき措置

市は、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

る。また、東海地震注意情報が発表された段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の車の運転を控えるよう要請する。

ア 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか、運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

ウ 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたときは、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合における強化地域及びこれに隣接する地域の交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送の確保を図るため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

(ア) 強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限する I C
東名高速道路	県内全 I C（春日井 I C 下り線を除く）
東名阪自動車道	県内全 I C
名古屋第二環状自動車道	全 I C

(イ) 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住所	規制方向
瑞穂通 5 丁目	国道 19 号	春日井市瑞穂通 5 丁目	南進

交差点名	路線名	住所	規制方向
高蔵寺北	国道 155 号	春日井市高蔵寺町	南進

(ウ) 広域交通規制

広域交通規制道路

国道	19 号
高速道路	東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、 名古屋第二環状自動車道

広域交通検問所

名称	住所	道路名
坂下交番前	春日井市坂下町	国道 19 号

イ 交通規制に伴う滞留車両の措置

強化地域内への流入規制により、相当数の車両が滞留することが見込まれることから、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(4) 緊急輸送

発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員及び物資の輸送範囲は、概ね次のものとする。

ア 応急対策作業に従事する者

イ 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者

ウ 食糧、飲料水及びその他生活必需物資等

エ 医薬品、衛生材料等

オ 救援物資等

カ 応急対策用資材及び機材

キ その他必要な人員、物資及び機材

7 警備対策

春日井警察署は、警戒宣言が発令された場合の交通混雑及び犯罪の発生防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 警戒体制の確立

東海地震注意情報が発表された場合は、早期に警戒体制を確立する。

(2) 警備活動の推進

警戒宣言が発令された場合は、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収

集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

8 生活必需品確保対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。また、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

9 金融対策

警戒宣言が発令された場合、強化地域外の民間金融機関、保険会社、証券会社の営業所は、原則として平常どおり営業する。また、郵便局も原則として平常どおり業務の運営を行う。

10 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策

警戒宣言が発令され、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅困難支援等必要な対策を講ずるものとする。

第4章 市民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合は、市民等は、家庭及び職場においては、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような防災措置を講ずるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においては、今後の情報に注意する。

1 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビ、ラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報を収集し、対策本部、警察署などからの情報に注意する。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておく。なお、屋外での避難・待機等に備え、各家庭で防寒具、雨具等を準備する。
- (3) 家庭内で、防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。
 - ア 身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとる。
 - イ 石油類、プロパンガス等の危険物の安全措置をとる。
 - ウ 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。
 - エ 飲料水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の確認をする。
 - オ 万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きかった場合に備えて避難所や避難路を確認し、家族全員が知っておく。
- (4) 火の使用は自粛する。（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れない）。
- (5) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意する）。
- (6) 自動車や電話の使用は自粛する。
- (7) 自主防災組織は情報収集体制を確保するとともに、配置につく。

2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場で防災に関する次のような仕

事の分担と段取りを決め、できるかぎりの措置をとる。

ア 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。

イ 身の安全を確保することができる場所を確保し、重量物等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとる。

ウ 危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。

エ 非常持出品を確認する。

オ 消防・防災設備を点検し、作動状態を確かめる。

カ 不特定多数の者が出入りする場所では、入場者の安全確保対策を確認する。

(2) 火の使用は自粛する。

(3) 職場内の自衛消防組織の出動体制を整備する。

(4) 職場の条件及び状況に応じ安全な場所で待機する。

(5) 近くの職場同士で協力し合う。

(6) 一般車両、危険物車両等の運行は自粛する。

(7) 工事中の箇所があれば、安全点検を行い、工事を一時中断する。